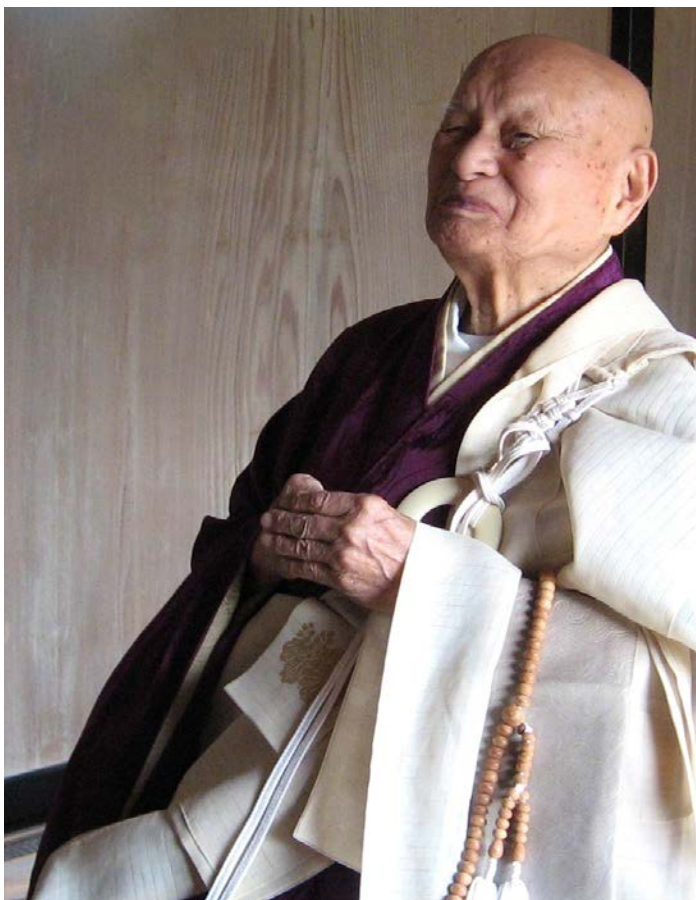




三軍を叱咤す

薪流会総裁 大井 際断



去る三月の有馬温泉での薪流会
総会の折、私が吟じたのは、江戸
後期の詩人 梁川星巖が田氏女
玉葆筆「常盤抱孤図」に題した
詩である。

題常盤抱孤図

常盤孤を抱くの図に題す

雪灑笠檐風捲袂

雪は笠檐に灑ぎ
風は袂を捲く

呱呱覓乳若為情

呱呱 乳を覓むる
若為の情

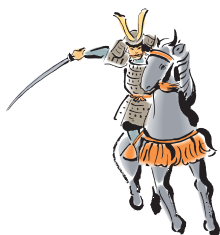
他年鉄枴峰頭嶮

他年 鉄枴峰頭の嶮

叱咤三軍是此声

三軍を叱咤するは
是れ此の声

平治の乱の後、常盤御前が幼い
牛若丸を抱いて雪の荒野を逃れる
様子である。
泣いて乳を求める牛若丸の声を
聞く母の切なさが胸を打つ。
しかし、後年、鉄枴山の険しい
頂きで、三軍を叱咤した源義経こ
そ、ほかならぬ此の幼子であった
のだ。



本 部
〒616-8035
京都市右京区花園妙心寺町53
養徳院内 横江 桃國
発 行
〒509-0301
岐阜県加茂郡川辺町下麻生1998
大雄寺内 大野 祥雲
編 集
〒430-0838
静岡県浜松市南区鼠野町48
龍泉寺内 薬師寺 良晋
薪流会ホームページ
<http://www.shinryukai.jp/>
印 刷
〒505-0021
岐阜県美濃加茂市森山町1-1-34
有限会社 永田印刷

目 次

「三軍を叱咤す」	総裁	大井 際断	1
あしなが運動の誕生	玉井 義臣	2	
「禅語つれづれ」	総裁	大井 際断	6
研修会「宗教法人とは何か」講師	洗 建	10	
一期一会	池谷大三郎	20	
方言詩紹介	松尾 静明	23	
看 脚 下	松尾 啓真	24	
浜松支部・総会報告		26	
決算報告		27	
色紙案内・編集後記		28	

『あしなが運動』の誕生



あしなが育英会会長

玉井 義 臣

目を閉じると、想い出す。五十年前なのに、鮮やかに浮かんでくる。それは二十七歳で緩んだ生活を送っていた私、玉井義臣に鉄槌がくだった日のことである。

「ハハキトク、コウツウジコ、スグカエレ チチ」

電話もない四畳半暮らしの物書きもどきの男は、アパートの仲間がお金を出し合ってくれた東京―大阪間の深夜便代を握りしめて羽田へ急いだ。外はまさに、クリスマススイブの喧騒の中だった。母は、暴走車に六メートル跳ね飛ばされ、縁石でたたか頭を打ってこん睡状態で臥していた。

医師に「お母さんの場合は頭部外傷ですが、私は専門外です。それ

を直す医者は脳外科で、自動車事故で死者二万数千人、負傷者三十万人以上いるのに対して脳外科医は全国で二百人しかおらず、大病院と大病院に点在するのみなので、脳外科に診てもらえるのはまれなのです。

「よ。」と言われて、愕然とした。事故後一か月たつても母の意識は戻らず、私は「万に一つでも助かるのなら、手術して欲しい。」と医師にすがりついた。医師は外科の指導教授に聞いて、経験のない手術を行ってくれたが、術後二日目、母は動物のような唸り声を残してベッドの上でひたひたと跳ねた後、静かに死んでいった。私の頭の中で、怒りが雲のようにムクムク湧き上がった。

「お母ちゃん、仇はとったる。」

それから一年半、私は憑かれたように交通事故問題について勉強し、取材を重ねた。そして母の没後二年半の三十歳の時、私は三つの論文を朝日ジャーナルに発表。

①脳外科医を増やせ。各大学病院

に脳神経外科を置く法律改正を。

②自賠責保険の賠償額三十万円を三千万円に引き上げ強制を。③事故

故運転者に懲役刑を加えよ。

これに世論は騒然となり、私の主張は次々と法制化されていった。まさに「ペンは剣よりも強し」を実感した瞬間である。かくて、「日本で初めての交通評論家」(朝日新聞) 玉井義臣が誕生した。

今、私は七十九歳。「あしなが育英会」(前身は、交通遺児育英会)での四十六年にわたる遺児救済活動を通じて我々は九万数千人の遺児達を高校大学に進ませ、遺児達のために約一千億円の寄付を



全国小中学生遺児のつどい
(画像提供：あしなが育英会)

集めたが、それを支え続けた執念の、すべての出発点はここにある。

一九六七年、もう一人、悲惨な交通事故で最愛の肉親を亡くした人間と出会った。岡嶋信治(当時二十四歳)である。一九六二年、岡嶋は高校三年のとき、姉と甥を酔っぱらいトラックにひき逃げされて亡くし、「この世に神はあるのでしょうか」と新聞に投書すると、全国から百三十一通もの励ましの手紙が届き、彼は文通する。

岡嶋は温かい励ましへの恩返しにと一九六七年、「交通事故遺児を励ます会」を結成した。そして私の「交通犠牲者」を読み「一緒にやろう」と申し入れてきた。これが被害者救済の実践の始まりだ。つまり岡嶋はボランティア団体によるあしなが運動の提唱者であり、私玉井は運動の実践者なのである。

◆交通遺児への奨学金制度誕生

当時交通事故による犠牲者が急増する中、困窮する遺児・遺族の生活を救うために、私は様々なアイデアや提言を次々と打ち出していた。マスコミは、「交通評論家」玉井

に積極的に紙面を提供し、テレビは出演機会を増やしてくれた。

マスメディアの中で、最も世論を動かしたのは、桂小金治アフタヌーンショーでの「交通キャンペーン」である。司会の桂小金治さんは聞き上手の庶民派で「交通遺児達の悲劇の原因は政治による救済の遅れにある」と怒りまくっていた。私も人気上昇のおこぼれを頂戴し、発言力を増していったのである。さらに同番組で、小学生中島穰君が「天国にいるおとうさま」という作文を涙ながらに読み上げると全国の茶の間が泣き、大反響を巻き起こした。一九六九年五月、財団法人交通遺児育英会が設立。永野重雄会長（故人）、玉井専務理事で船出した。

交通遺児育英会の仕事は、①奨学金貸与②遺児の心の傷をいやす。③その両方の目的のための、学生中心の募金活動の構築だった。今よりずっと厳しい時代である。母子家庭では、母は仕事を掛け持ちして働いても、子どもを学校に進学させられなかった。我々はま

ず奨学金の必要性を訴えた。

③の「募金活動」を学生（遺児達自身）中心にやったのは、「自分の問題には、まず自ら立ち向かうことが大事だ」と考えたからだ。「被害者が自分自分の救済を世に訴える」姿は世に新鮮な驚きを与え、人々に「交通遺児問題を考えさせる契機となった。

◆あしながさん制度の誕生

一九七五年前後、石油ショックで育英会財源は底をつきかけていた。そのとき、私は毎月一定額を送ってくださる「あしながさん」による募金のシステムを考案した。「あしながさん」とは、日本に人気のジョン・ウェブスターの小説「あしながおじさん」にちなんだネーミングである。それ以来、全国の善意の「あしながさん」が、多くのジュディ・アボット（小説のヒロイン）を救おうと、無償の愛で寄付を送ってくださっている。これに対して遺児達

は、あしながさんに心から感謝し、暑中見舞いや年賀状を書くだけでなく、自分が受けた愛を今度は人に返そうと、数々の恩返し運動を続けている。

二〇二二年、オランダ・アムステルダムでの「フランド・レイジング（社会貢献のための募金集め）大会」で、不肖私、玉井が、個人大賞を受賞した。「学生募金」と「あしながさん募金」が玉井の発明として位置づけられ、評価されたものである。

◆高校・大学の奨学生の「つどい」と「心塾」で、成長を引き出す

誤解を恐れずに申し上げれば、母子家庭の男の子にはひ弱な子が多い。遺児の母が、不憫さも手伝って男の子を可愛がり過ぎるのも一因である。このような子を、社会で生きていけるよう、一人前にすることも、我々の使命だと思っている。我々の教育方針は、一言で言えば、「自ら志高く WORK HARD する（頑張る）」しかない。」である。

我々は、遺児達の「心の育成」のために、「つどい」と呼ぶ夏休みの合宿研修会をしている。北海道から沖縄までを十一ブロックに分けて、高校奨学生全員と大学奨学生のリーダーが同じ釜の飯を食べながら、厳しい生活をする。早朝起床から夜寝るまで団体生活だ。挨拶を一番大切にし、どこで会っても挨拶する。ディスカッション、小遠足、ゲーム、運動会などで友情を育む。四日ほどのプログラムで、皆帰りがたくなるほど気持ちが繋がる。また、一九七八年には東京都日



3月に竣工した仙台レインボーハウス
(画像提供：あしなが育英会)

野市に学生寮「心塾Ⅱ」を開設した。寮費は2食つき月一万円、奨学金とアルバイトで東京周辺の私大にも進学できる。

朝6時の起床から体操、周辺マラソン、清掃、朝食のあと登校。帰寮後は、週一回、著名人を招いての「心塾講座」や、作文、月二冊の読書感想文、三分間スピーチなどのカリキュラム。大声で挨拶、門限は女子九時、男子十一時と、当時の若者には過酷ともいえるスパルタ寮生活だった。

挨拶がちゃんとでき、勉強して自立する気迫を持ち、人と付き合う度胸を持つ人間になるためには厳しさも必要なのである。

◆災害・病氣・自死遺児支援の「あしなが育英会」設立へ

一九八三年、交通遺児達の「恩返し運動」の一環として、「災害遺児にも奨学金制度をつくって、進学の実を果たしてもらおう」という声があがった。さらに「病氣遺児にも進学の実を」と継承発展したが、これには政官の反対があつて、やつとので一九九三

年「あしなが育英会」が発足した。

恩返し運動は、「救われたものが、今度は他者を救おうとする」という善意の連鎖である。いわば、「あしなが育英会」は、多くのあしながさんの愛と、それに感動して答えた「あしなが」の遺児達自身の意志から生まれたものである。

◆神戸・東北のレインボーハウスについて

一九九五年に阪神・淡路大震災が発生。五七三人の子ど

もが親を亡くした。この時も、あしながの学生達の活躍は目覚ましかった。彼らはあしながさんの安否確認をし、転居先を探してお見舞いをした。疲れ果てた遺児の親を温泉に連れて行き、子ども達を励ました。同年夏に震災遺児や保護者たちを招いて行った「海水浴のつどい」で、小学5年生の男の子が「黒い虹」の絵を描いた。子どもたちは心に深い傷を負っていたのである。



石巻レインボーハウス
(画像提供：あしなが育英会)

映され続け、恐怖を世界中にまき散らしたことはかつてない。

私は出張でウガンダにいたが、この映像に凍りつき、翌朝直ちに、陣頭指揮を取るため東京に緊急帰国した。機中で①「ゼロ歳児から大学院生までの遺児」に②「使い道自由・返済不要の特別一時金を給付すること」を考案し、2日後の三月十三日には決定した。このスピードと実行力が、後に大きく評価された。さらに、東日本大震災遺児と家族の心の支援拠点となる「東北レインボーハウス」が仙台市と石巻で今年3月、陸前高田で4月に竣工予定である。

電気をつけないと眠れない子。エレベーターに乗れない子。能面のように笑いを忘れた子。我々は遺児たちの心の中の「黒い虹」が七色の虹に変わるようにとの願いをこめて、一九九九年に、震災遺児の心のケアの家「神戸レインボーハウス」を完成させた。

そして二〇一一年三月十一日に東日本大地震・津波が発生した。あんな大津波が映像で全世界に放

ここでは、神戸や東京のレインボーハウスでの経験やノウハウを生かしながら、東北の人々の目線を大事にし、子どもや家族に寄り添って一緒に成長するレインボーハウスをめざしていく。

◆海外の遺児にも支援を拡大

神戸レインボーハウスは国内のみならず世界中からの支援によって完成した。阪神・淡路大震災の遺児が「世界から受けた愛の恩返し

を」と日本全国で募金し、相次いで大震災に見舞われたトルコ、台湾、コロンビアの3か国に日本の震災遺児たちが直接届けたのが一九九九年のことである。二〇〇〇年には、コソボの紛争遺児を加えた4か国の遺児ら三十二人を日本に招待した。この交流会が本格的な海外の遺児支援へと繋がっていく。

中でもアフリカの貧困は、群を抜いてひどい。その上、エイズがしばしば両親を奪う。稼ぎ手がいなくなり、遺児だけの家が孤立する。あしながはウガンダにレインボーハウスを建設し、遺児達に飲み放題の水と二日一食の食事を提供。「あしなが寺子屋」を作り、読み書きを教え始めた。今では、エイズ遺児のリタさんが早大に合格したのを皮切りに、国際基督教大、上智大、関西学院大、同志社大等に、約四十人の留学生を送り出している。

薪流会の皆様には、一九八六年にこの「神戸レインボーハウス」建設のご寄付をいただいて以来、約二十年間にわたって、震災遺児を支えてくださっています。この場をお借りして、お礼を申し上げます。

と思います。

そして今、あしなが育英会は「あしながアフリカ遺児教育支援百年構想」に着手した。世界の最貧地帯であるアフリカのサブサハラ四十九か国から毎年一人ずつを世界各地の一流大学に留学させ、将来母国を貧困から救うリーダーを育成しようという試みである。

先日、第一号のヒルダさんがアメリカの一流女子大であるスミスカレッジに合格し、フルスカラーシップ（学費と生活費支給）を獲得して力強い一歩を踏み出した。未来は若者のものだ。我々あしなが育英会は、高い志を持つ若者が、世界を良い方へ変えてくれることを信じ、これからも常に彼らの味方であり続ける。



石巻レインボーハウスの身長記録盤
(画像提供：あしなが育英会)

玉井義臣氏 略歴 (たまい・よしおみ)

一九三五年二月六日、大阪府池田市生まれ。

一九六三年母親の交通事故を契機に「交通評論家」としての活動を開始。

一九六九年「財団法人交通遺児育英会」を設立し専務理事に就任。

一九九四年に同会専務理事を退任後は、支援対象を、災害、病氣、自死（自殺）遺児などに広げた民間組織「あしなが育英会」の副会長に就任。

一九九八年、同会会長に就任。

現在はアフリカの貧困削減、エイズ遺児などの救済・教育支援活動が続いている。

ほんとうの「安心」は、ここに 있습니다。

信頼される安心を、社会へ。
SECOM



セコム
ホームセキュリティ

お寺のセキュリティもセコムにご用命ください。

セコム株式会社 TEL. 0120-025756 (24時間・年中無休)

禅語つれづれ

薪流会 総裁

大井 際 断



「聴 松」

麻三斤まささんざん

(無門関 第十八則)

洞山三頓の棒で有名な洞山禅師の語である。

中国の禅宗には五家七宗があり、その中の最高の流派が雲門宗であり、「雲門天子」といつて称えられている。

わが臨済宗は「臨済將軍」といわれ、その次に位置する。

洞山は雲門の弟子でありながら鈍物であり仲々お悟りが開けな

かった。雲門禅師から三頓の棒、即ち三回も棒で打たれて漸く会得することが出来たという。

その洞山は、仏とは麻三斤であると言った。麻三斤とは、衣一着分の麻糸の重さのこと。

即ち仏とは麻糸であり、無心、無我であることを暗示している。仏法とは無我にて候。

野狐禅やこぜん

(無門関 第二則)

悟つてもいないのに、悟ったかの如く振る舞い、他を欺く似而非禅者を罵る語

不落不昧ふらくふまい 両采一賽りょうさいいつさい

不落は不落因果のこと、不昧は不昧因果のこと。

両采は二ツのさいころの目、一賽は一ツのさいころ。

さいころ一振り、同じ目が出た、両方共勝ち

不落因果は因果に落ちない 自由の境地

宗教の大自由の境と、人間の小自由の境

不昧因果は因果にしたがう 自由の境地

自然科学の法則、因果律のこと

そもそも因果律とは原因のない物は一切存在しないという考え方、因果法則のことである。しかし、物理学の分野においてさえも、かくかくの条件の下には必ず此の現象が起きるという形での因果法則が成り立たない場合が広く見つけられ始めた。

統計力学や量子力学においては、厳密な因果律の適用を受けない不確定性の原理が唱えられる。ドイツの大学者カントは因果律は、必然性を有つというが、イギリスの経験論者ヒュームは必然性を有たないという。正反対の意見である。

ヒューム言わく、経験は必然性を与えない。因果律は経験にその起源をもつ。故に因果律は必然性をもたない。

無資主むひんじゅ

よって、「百丈野狐」の無門関第二則は我々に、因果の意識その物を超えることを暗示している。不落因果にもとどまらず、不昧因果にもとどまらないことを要求する。これが宗教における大自由の境地である。

主観的必然性を客観的必然性として立てるのは、理性の作り事である。詢に然り。因果律は思惟の習慣であるにすぎない。

よって、不落因果は宗教の世界、解脱、自由の境地、大自由といつてよい。人間界に小自由あり。

不昧因果は自然の世界、自然科学の分野。

さて、不落不昧、両采一賽とは、不落因果も不昧因果も両方共に勝ちのこと。両方共に因果の意識にある。

「唇皮上に光を放つ」家風の趙州禅師は、雲門禅師と共に最も多くの禅問答を残した中国禅界の第一人者である。

したがって、現在の中国共産党

に於いても彼を特に尊敬している。その証拠に現在、彼の住持した趙県の柏林寺を壮大に復興し、今や中国最大の新築大禅院としてその威容を世界に誇示している。

その彼の有名な禅語に「無賓主の話」がある。禅の語録の一つ『葛藤集』の第二二九則「趙州の爐話」がそれである。

趙州云く、「私が行脚して南方に行った時、暖炉のほとりで『無賓主の話』があつた」と。無賓主とは主と客とが、まだ現れていない場を指すもので仏教の根本の所である。即ち釈尊の悟である縁起のことわりを示す。すべてのものには主とか客とかの自体がなく空であり、縁起によって出来ているにすぎない。本来は無心であり、無我である。

此の「無賓主」の語は既に趙州以前に、わが日本の古典にも出て来るものでもある。日本文学の詩賊は大津皇子に始まるが、その歌集懷風藻に名品名作があり、更に彼の二十四歳臨終の詩に、

「金の鳥は西舎に臨み、鼓の声は短命を催す。泉路に賓主無し、此の夕べ、家を離れて向かう。」と。奈良博物館には、哀愁に匂う大津皇子の小さい像がある。



「南山 寿」

また 風流

「また風流」の語は宋代の禅僧、自雲守端の「臨済三頓の棒の頌」の一部であるが、もっと以前に中国随一の書の大家王羲之が四世紀

初頭に、風流の心を実現している。

又、日本に於いては平安初期に在原業平や藤原実方が日本式風流

の源をなしている。

徒然草第六十七段に、「賀茂の岩本、橋本は業平、実方なり」という。中国では、「六朝の書、唐の詩、宋の画」という。

六世紀の人・顔之推は言う。「王羲之は風流の才子、佗と寂に徹す」と。

さて、浜松市引佐町奥山の大本山方廣寺のルーツは、天台山にある。即ち天台山八景の第一「石梁飛瀑」には、上方廣寺、中方廣寺、下方廣寺の三ヶ寺あり、これらの開山は、竺曇猷じくどんぎゅう禅師であり、達磨大師以前の人である。かの王羲之は、わざわざ天台山に曇猷を尋ねている。

能楽や歌舞伎で有名な「石橋」は、中方廣寺の前庭にあつて、すばらしい借景を形成している。わび、さび、幽玄の日本文化を代表する風流人の諸兄や、歌舞伎役者の皆様も是非、中国の天台山に参拝されるよう望む。

数息観

ヨーガの行法。白隠禅師の『臘

八示衆』に見える。

原語はアナパナ (anapana) という梵語。安般あんぱんと訳す。アナは出息、パナは入息。アンアナは呼吸する、又は生活する。

白隠禅師云く、「それ禅定を修する者は、身体を斉整ならしめ、結跏趺坐して始め数息観をなすべし」と。即ち出入の息を数える観法。心の散乱を収め、心を静め統一する方法でインドで古くから行われたヨーガの行法である。

仏典では後漢の安世高訳の「大安般守意經」にあり。

参禅入門の第一歩は趙州の「無」字であるが、先ず結跏趺坐して呼吸を調え、息を吐くと共にムーと吸を調え、息と共にムー、ムームーと連続してムーに心を集中していく、そして遂に息も忘れ、ムーも忘れて無我、無念、無想に入るなり。数息は吐く息だけを数えてゆくのであるから、吐く息を一つ、二つ、三つと数えて十になると又、一つ、二つと数えてゆく。

無量三昧の中には数息を以て最上となすと。しっかりと数息観を修行して、己事究明をなすべきなり。

七事隨身 (七事身に随う)

(碧巖録 第二十四則)

去る平成十年十一月二十三日、我々は珍しい雪中の午后、北京の繁華街「王府井」の裏町、胡同の或る旧家に一人の老婆を訪ねる機会が与えられた時、彼女は大層喜んで私の手を思わず握りしめた。よほど感激したのであろう。

此の古い老屋の辺りには、三十三年前、有名な作家「老舍」がその夫人と共に住んでいて庭に柿の樹を記念に植えたという。

柿には五得と七絶とがあるという。柿の木には五つの長所と又、七つの特色とがある。

春にはその葉の色が鮮やかで、秋には甘い実がなり、渋があつて虫がつかない、等。

昔、むかし、聖人の孔子は、君子には三戒あり三畏あり、

又、九思ありという。視るには明を思い、聞くには聰を思い、色には温を思うと。

その通りその老婆には、顔色が穏やかに、その態度は嬉々としていた。



「汲 清 泉」

さて、碧巖録二十四則は、老いてなおしたたかな尼さんの話である。即ち鉄磨といわれる女傑の老尼が、有名な 瀧山禪師の門に入つて堂々と法戦を開く物語である。その中で円悟禪師は老尼のことを七事隨身の將軍の如しとほめ

上げている。七事とは七つ道具のこと、即ち、弓矢刀剣甲冑矛を武人の七つ道具という如く、万事具備していて足らぬ物はないことを七事身に随うという。

表千家七世の如心斎は大徳寺の無学和尚に教えを得て花月、且坐、廻り炭、廻り花、茶歌舞伎、一二三、員茶の七つの式を「碧巖録中の七事隨身」にちなんので制定して「千家七事式」と名づけた。近代の茶道の基がここに成立することとなった。

拈華微笑

(無門関 第六則)

お釈迦様は、晩年、靈鷲山で或る時無言のまま一本の金波羅華をさつと拈出されたが、弟子たちは意味がわからず、ぽかんとしていた。

ただ一人、迦葉尊者だけがその意味を悟つて、にっこり笑った。こうして、お釈迦様の教えは迦葉尊者に伝えられた。これを以心伝心という。

吾々は、いつも一人一人それぞれの立場から外界を見ているが、みんな公平でなく私曲的に偏つて眺めている。

政治家は政治の立場から、学者は学の立場から、宗教家は宗教の立場から、商人は商売の立場から物を見ていて、中正の立場から見ることが出来ない。

迦葉尊者だけは、無我、無心の立場から花を見ているから公正に見ることが出来たのである。

花を花と見るのではない。花とは吾々がつけた一つの名前にすぎない。花を花以前の立場から見なければならぬ。

即ち、そのままに見なければならぬ。無量壽経で説く「天道自然」「無為自然」である。吾々から見るそのままでなく、大自然から見るそのままである。

庭前柏樹子 (庭前の柏樹子)

(無門関 第三七則)

中国の北京から南下して定州、正定、無極、石家莊を通り三百キロメートルにして趙県に柏林寺がある。

古代、漢の時代創建の観音寺であり、唐代の趙州禪師の住した寺である。永く荒廃しており、趙州塔一つしか残存していなかったが、最近、一九九八年十月一日に立派に復興して広大な七堂伽藍が完備され、新築では中国最大の禪寺として出現した。

法幸の極みである。その中心には「無門関」という大僧堂が建ち約四十名の黄衣の青年僧が参禅行道にはげんでいる。その禅堂は、曹洞式の古式にしたがい正方形に作られている。

そしてその広大な境内には柏樹

の老木が立ちならび、正に柏林寺の名にふさわしい。

「庭前の柏樹子」は「無字の話」と共に趙州禪師の最も有名な公案として知られている。

趙州は、僧から尋ねられて「祖師西来意」、即ち達磨大師の心は庭前にある柏の木であると答えている。その心は、禪の教え、仏法の教えは、柏樹の如く、無心、無我であることを示している。

一口吸盡西江水

(一口に吸盡す西江の水)

槐安國語 第六卷

下句は、「洛陽牡丹新吐葉（洛陽の牡丹新に葉を吐く）」。

中国河北省の都、石家荘の南方に趙州塔の柏林寺がある。その本堂の前に、銘木槐（えんじゅの樹）がその老衰の姿を見せている。

昔、唐の淳于棼が酔って古い槐の下に眠り槐安国に迎えられてその太守に封ぜられ二十年の榮華を

極めた夢を見たという故事によって白隠禪師は、大灯国師の語録に向かつて著語と批判を下した文章を『槐安國語』（夢物語）と名づけた。

よって国師の血に禪師の涙を注いで出来た禪法の宝物である。

その巻六に、第四四則不思議の著語として「一口に吸盡す西江水、洛陽の牡丹新に葉を吐く」の禪語がある。

よって此の語の意味は六祖と明上座との問答の有様を物語る。

中国は特大の広い国であるから通常、北支と江南のように二分して説明しているので「北調南水」の語がよく用いられる。

中国は大国ではあるが、将来、水で亡びるといわれている。北支は特に水が少ない為に、常に江南から水を求めてその不足を調整しなければならぬ。

此の句の西江水とは南水であり、中国南端の大都市広州に注ぐ西江を指していると共に六祖大師の禪風を暗示している。

又、洛陽の牡丹は北調であり、南水の六祖の助力によって明上座

が新に悟りを開くことを示している。

心外無法 満目青山

(景德傳燈録 卷二十五)

「紀の海までも見えたり、見えたり、満目青山は心にある」は、謡曲「弱法師」のクライマックスであり、一般によく知られた語句であるが、その出典は中国宋代の名僧、天台徳韶禪師の悟りの偈である。

彼は中国禪宗五流の中の一派法眼宗の開祖、清涼の法眼文益の弟子であり、後に天台山の最高峰の通玄峰に住して次の頌を作った。

「通玄峰頂、これ人間にあらず。心の外に法はない。目に満ちたる青山」

心外無法とは、心境一如、主客合一の心境である。

「法」とは、森羅万象の物体のことである。物である。人間の心の働き、即ち主観も縁起により空であり実体はない、無心、無我である。

又、物の働き、即ち客観も縁起



「生死事大 無常迅速 光陰可惜 時不待人」

禪堂で、時を報せるため打たれる木板

により空であり実体はない。無心、無我である。これが、吾々人間生活の具体的存在の有様である。実態であり、実相である。

これを仏教に於いて真如とか、如々という。ありのまま、そのまま、自然法爾といい、また「三界唯一心、心外無別法」（華嚴經）という。

よって馬祖の子、盤山は「三界に法なし、何れの処にか心を求めん」と喝破す。（碧巖録 第三七則）

平成21年度
研修

宗教法人法とは何か

何の為に

お寺があるのか



洗 建

宗教法人は国の監督下

宗教法人法という法律の話から始めようかと思うんですが、宗教法人って一体何か？

日本では昭和二十年の敗戦で憲法に政教分離が定められる以前、大日本帝国憲法下では、宗教に対する公認制度、国が公に認めたものを宗教と見做してその活動を許す、という制度になっておりました。ですから宗教法人は国の監督下にあったので、国が許したものでなければ活動できるんだという考え方が現在でもまだ随分残っているよ

うですね。

昨年、新たに宗教法人になった某新宗教団体の祝賀会に招かれたんですが、来賓の国会議員や県会議員、市会議員の方々の祝辞に、「これでおたくの教団もやっと国の認可を得られました。おめでとうございます云々」とありました。現在の宗教法人法というのは宗教を国が認可する、という法律ではありませんから、これは間違いと言わざるを得ません。

「宗教の自由の保証」というのは、憲法上の保証でありまして、いかなる個人又は団体も宗教的活動をすることは全く自由であります。宗教法人が、誰かに危害や損害を与えるようなことをすれば、勿論、国の法律、刑法や民法で処罰されます。しかし、違法な活動でない限り、布教や入信の勧誘をしたり、あるいは宗教的な儀礼を行ったりという活動自体は全く自由で、国の許可などの必要はありません。



「人」というのは

ですから宗教団体が自由に活動したいということであれば、宗教法人にならなければ法的な規制は一切なく自由に活動できるんです。民法で定められていますが、法律で「人」というのは、自然人、わ

れわれ個人だけではありません。

法律で「人」というのは、「権利能力の主体」などと言います。

そもそも法律というのは何のためにあるかというと、社会に於ける個人と個人との関係、一定のルールのもとに社会秩序を維持していくための社会関係を規制する



ことが法律の基本になります。社会関係のルールをどう考えるか？日本の近代法はヨーロッパで成立したものが輸入されて来たものですから、伝統的な仏教などの「人」の考え方とは少し違う。仏教では、基本的に全てのものは縁起生のもので、縁起の法によって生まれ、変化し消滅していくという考え方ですから、「人」をどう考えるかというと、近代の法律の考え方とは少し違うのかもしれない。

これはむしろキリスト教の伝統

などに見られるように、「人」というのは自由な意志の主体。自由な意志を持つ者同志の関係は、基本的に「契約の関係」だと考えるわけです。

契約の関係

赤ん坊が契約するということは考えられませんが、生まれた途端からすべての自然人は何の手続きをしなくとも権利能力をもった存在だ、と法律は考えるわけです。

本日お越しの皆さんにおいても、本堂が老朽化して、あちこち修理するとなると、普通は専門の建築業者に頼むことになります。

そうすると、建築業者とお寺さんで契約書を交わすことになります。契約を結ぶことによって、お寺さんはそのお寺の建物を直してもらい権利を持つわけですし、直してもらえば代金を支払うという義務があることになります。

こういう権利義務関係が生ずる。これは必ずしも自然人だけじゃなく、お寺さんのような団体も権利義務を生ずるような他者との間の関係を持つことが起こり得

るということです。

契約を結んだり、所有する財産の売買をしたり、あるいは契約を守らなかった場合に訴訟を起こしたり起こされたりしますが、これを「法律行為」と言います。

宗教的な教えを檀家さんなどに説教すること、これは他人との間の関係がありますけど、これは法律行為ではありません。ただ、宗教団体といえども、宗教的活動だけでなく、法律行為を行う必要が生ずる場合というのがあつたわけです。

建築業者とお寺の住職が契約を結ぶ、というときにそのお寺の住職さん個人の意思なのか、お寺という団体の意思なのかということが重要な問題になります。

法律行為

私は、かつて駒沢大学で教授をして居りました。駒沢大学教職員の一人ではあつても、「駒沢大学でどこそこの土地を買います」と不動産業者と勝手に契約を結ぶという権限は、当然ながら私には有りませんでした。

団体の中で誰が権限を持ってい

るのか、団体としての意思はどのように決定するのか、団体の中で、代表権は一体どこにあるのか。

学校法人はじめ如何なる法人においても、その団体を代表して他者と契約を結んだり、交渉する権限を持つ人を代表権者といいます。

お寺としての意思決定は、昔の宗教団体の頃には住職さんが一人で決めることが出来たというところになっていました。住職個人が宗教法人の意思決定の機関だったんです。

宗教法人法という法律

団体として土地を買う買わないということを決定する法人の機関、意思決定機関は一体どこなのか明らかにしておかないと、社会的な取り引きが非常に混乱することになります。

したがって、ある団体が法律上の「人」になるためには、「法人の設立」という一定の法的手続きを経て、誰に代表権があり、どのように意思決定する、ということが明確にされて、そこで初めて団体が法律上の人として

の行為を行うことが出来るようになるわけです。

このように、宗教団体の法人設立、管理、運営などの手続きを定めているのが、宗教法人法という法律です。

この第一条に「この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務および事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。」とあります。

第一条の第二項で「憲法で保証された宗教の自由は、全ての国政において尊重されなければならない。従って、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保証された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。」とあります。

宗教的な活動は、この法律の対象外だということで、この法律によつて宗教的活動そのものが制限されるという考え方をしてはいけ

ない、礼拝施設その他の財産管理など、他者との間で法律行為を行うための一定のルールだけを定めるのがこの法律です。

実態としての団体が既にあって、それなりの活動をしているものが法人になることができる、ということであつて、第四条第二項に「この法律において宗教法人とはこの法律により法人となつた宗教団体をいう」とありますように、宗教法人になる、ならないは各宗教団体がその必要性に応じて自由だという、任意法人という形なんです。

戦時中に成立した宗教団体法では寺院、教会、宗派、教派、教団が宗教団体であると規定されていましたが、その中で寺院に関してだけ、「寺院はこれを法人とする」とされて、お寺は「当然法人」「法定法人」とされていきました。

無教会主義キリスト教

明治の頃、内村鑑三が始めた無教会主義キリスト教を御存知でしょうか？

伝統的にキリスト教は教会を

持っていたんですが、その財産管理や教派を巡って色々な問題が起る。

そこで内村は無教会主義、「キリスト教の信仰の本質はその教会にあるわけではない。聖書でキリスト教の教義を学び、それを身に付けていけばいいんだ」という考え方から、教会を持たないという一つの流れを作った人です。

文化庁の宗教年鑑には、法人ではないから全く出て来ませんが、キリスト教新聞社が出している『キリスト教年鑑』には無教会主義の全国の集会所が掲載されています。

もう一つ、二号団体と言われる宗教法人になることができる団体には、単位団体を包括する教派、宗派、教団、司教区、修道会、その他これに類する団体。二号団体、包括団体があります。これは財産の有無に関係ないんです。

教団の全てが非法人である例として内村鑑三の無教会主義を挙げましたが、一号団体は法人になっているが、二号団体、包括団体の方は法人になっていないという

ケースもあります。

カトリックの場合

カトリックの司教区などですね。個々の教会を包括する司教区があります。

各司教区には、司教さんが居る司教座教会があります。世の中では一般にカトリックの大聖堂とか聖堂と呼ばれたりしてますね。

カトリックの場合、司教区内の教会のうち、司教座教会だけが法人になっていきます。これはカトリックの信仰の問題と非常に関係してるんです。

キリスト教では、全ての基準は神にあるわけですね。

カトリックの信仰では、個々の人間が神の真理、神の教えを、一般人の誰もが直に受け取れるとは考えない。神の真理はすべて教主が人々に明らかにする、というのがカトリックの信仰です。

したがって教主は、神から与えられた権限として、立法・行政・司法の三権を一切掌握しているのです。教主というのは、ある意味では、カトリック教会内の独裁者

なんですね。

カトリックは、全世界に五億人の信者がいると言われておりまして、教皇がカトリック信者一人一人を全部知ってるわけにはいかない。

だからこの教皇の権限（裁治権といいますが）を各司教区の司教さんに委託しています。司教区内の色々な教会すべてが法人になってしまつと、法人には独立した意志と権限が与えられているので、それぞれの教会の司教さんが、司教さんの権限を冒す可能性が生じます。信仰と矛盾した事態が起こるかもしれない。

そういう問題が生じないようにするためにカトリックではこの司教さんの居る教会だけが法人になっていて、他の教会は非法人のままにしているのです。

立正佼成会は

立正佼成会は、戦後、創価学会とともに新宗教を代表する大教団ですね。

立正佼成会という包括団体は、勿論、法人になっていますが、所

属する単位教会のうち本部教会と東京・茨城の全部で三つの教会だけが法人になっております。

全国に立正佼成会の教会は二百以上ありますけど、法人になっている教会は、三つだけです。

立正佼成会をはじめかなり多くの宗教団体、特に戦後展開した新宗教の場合には、全国で信者から献金が集まつて来ますけれど、それは個々の教会の収入になるのでなく、一旦全部の献金が本部教会に集められます。

そうして、改めて本部教会から個々の教会の教会長の給料その他が本部から配分されるという運営形態を持っているんです。

財産管理をする法人の意思という点からすると、一体的な運営がされているわけで、各々の団体が独立して行う布教活動など、教会単位での運営はあっても、全体としての活動方針は全部の教会が集まって決めていくというように、教団全体が一つの意思のもとで動くという実態を持っています。

このような実態を法律上あらわしていくためには、法人格は一つ

の方が良いわけです。

創価学会は

その代表的な教団が創価学会ですね。創価学会は単立団体、単立法人であります。

創価学会は、全国各地に組織がありますが、それらは法人になっていません。独立した法人として独自の意志のもとで運営をしていくのではなく、創価学会という教団全体が一つの意志、一つの運営の下で動いていくという実態に法律上の形式を合わせたわけです。

他の新宗教団体も、実態は創価学会とほとんど同じです。したがって、法人としては単立のまま、ということが多いですね。

全国にある宗教活動に使う所有地が、非課税にならないと困りますね。

創価学会の場合、東京都に法人がありますけど、その法人が全国に飛地境内地を持っているという形になっています。

全国の土地・建物は、東京にある法人の境内地だから課税されないのです。これも、法人になる、

ならないは各団体の都合で自由というところから、こういう形をとることもできるのです。

妙心寺派の場合

妙心寺派の場合、実態と理念に沿ってどういう法人のあり方を選択するかということは考えてみて良い問題の一つだと思います。

法人であればそれ自体としての独立した意志を持っていて、そして独立した運営を決定していくことができるという、そういう存在が法人であるということですから、包括法人とそれぞれのお寺の関係は、一体どういう関係か？

これは両方とも法人ですから、この関係は一定の法律関係になるわけです。

お寺は、全部国のもの

片方が法人でなければ、そこには法的な関係は生じません、宗教法人法の上では、包括法人と被包括法人の間の関係は被包括関係という言い方をしていますね。

この被包括関係というのは、一定の法律関係です。お寺さん

の伝統的な考え方では、本山と末寺というのは実は包括法人と単位法人の関係とは少し違ってたわけですね。

それ以前の律令体制のもとでは、お寺は、全部国のもの、官寺だったわけですね。だんだん、田んぼが足りないということから、口分田制度というのも次第に壊れてきて、私有地、自分で開墾すれば私有地を持っても良い、というような形から律令体制が崩れていくんですが、そのようにして世俗の世界では全国あちこちに荘園という私有地を持った中央の有力な貴族が出現してくるわけです。

京都の有力な本山の庇護のもと、末寺はそこに所属することで、自分の安全と自分の財産等の維持をはかる、という関係として本末関係は生まれてきたものといって良いかと思います。

こういう本末関係が世俗の法律上で、はつきりと制度化されていくのは江戸時代ですね。江戸時代の宗教関係の法律は寺社法度と言います。

そこでは、近代の法のように一

般的な原理原則を挙げてどうこうするというのはなくて、非常に個別に「お前」とこのお寺は、○を本寺にしろ」とか、「本寺の命令に従うように」等ということが国の法律として決められている。そういう本寺末寺の関係を法度で明確にすることによって、江戸幕府は宗教が幕府に反抗することのないように、同じ宗派の中を巧みに分割統治しています。

浄土宗

浄土宗ですと元々の本山は京都の知恩院なんですが、徳川幕府と非常に深い関係が有った芝の増上寺。

増上寺が徳川家の菩提寺になったこともあって、浄土宗では関東の大本山となつて関東の浄土宗の寺院に「お前」ところは増上寺の系統に入れ」ということになり、知恩院系と増上寺系と宗派内で對抗させることによって、幕府に反抗しないようにという政策が取られたわけですね。

本末関係は、全般的な支配関係のようなどころがありまして、現在の被包括関係とは少し違うんで

すね。

被包括関係は、一種の契約関係なので、両方の合意に基づいていて、「この寺は何宗とする」という契約を結ぶのです。

被包括団体が財産処分を行う場合に、宗派の宗務総長の許可が必要だという規定を設けているところもありますね。

妙心寺派の場合どうなっているかはよく存じ上げませんが、包括法人が被包括の単位法人に対して一定の権限を持つという規定を置いたとしても、それは自由なんですね。契約自由の原則があるのです。

だから、どういう契約関係にするのが良いのかということも、これは基本が自由ですから、よく皆さん方で話し合つて、充分工夫なさつて、自由に決めて良いということになります。

けんか別れ

終戦直後には知恩院が浄土宗から独立して、単立になったこともありまして。

比較的新しいところでは、そういう問題を起こしたのは真言宗の

禅の妙相

大本山妙心寺・臨済宗各御本山御用達

御袈裟法衣



莊嚴仏具調進司

後藤新助法衣仏具店

妙心寺門前

〒616-8041 京都市右京区花園寺ノ前町30番地
電話(代表) 075-462-3915/FAX 075-462-3616
URL <http://www.rinzai.jp>

駐車場完備

東寺派ですね。

だいたい、けんか別れになるケースは、日本の場合、宗教上の問題でということではないようです。

東寺の場合もそうでしたが、自分の寺の財産を宗派の許可を得ずに勝手に処分したことで、争いになるというケースの方が多いいんです。

東寺という本山のない真言宗東寺派というのは一体何なんだ？というところで、宗本一体か、宗本各別かというような宗本関係についての議論が行われました。

本山だけは、一般の末寺と宗派の関係とは違った関係があつて良いいんじゃないかということも議論して良いテーマです。

金光教は

金光教は、幕末から明治の頃、天理教と並んで出て来た新しい宗教団体です。

金光教では、本部教会の神殿を「広前」と言いますが、その一番中心の宗教的活動は「おとりつぎ」といわれる活動であります。

これは教主、各教会では教会長

が、信者さんの色々な悩み事を神様との間でとりつぎをするという活動です。

金光教の神様は一方的に上から支配する神様とは少し違って、氏子あつての神、神あつての氏子という相互の関係、相互意志の中で世の中うまく行くという考え方なんです。

神様と人との間を結ぶ活動が中心の宗教的活動ですが、特に金光教の教主さんは教主に就任すると、死ぬまで一生の間、神殿、広前から一步も出ないという生活をずっと貫いてます。

そういう関係から、金光教では、その本部広前は本部教会の持ち物ではない、全国の全教団のものだという考え方から、本部教会を独立法人にするのをやめて、包括法人である教団と合併し、教団と本部教会を一体化しました。

宗教法人法では、このようなことも自由なのです。

東本願寺

ここまで一体化してしまうのではなくても、やはり本山の宗

派との関係は特別だという考え方に立って、規則を作られていたのは東本願寺。

真宗大谷派の規則では、この本願寺の責任役員は宗派の内局。

宗門の選挙で選ばれた代議員から行政機関に当たる内局が選ばれます。

この宗務総長等内局がそのまま本山の責任役員になる、という形で本山と宗派の関係を特別なものにするというやり方を、東本願寺は実施しています。

お東さんの場合、同朋会運動という「親鸞に帰れ」という運動がずっと広がっていった、それが次第に宗門の中で力を得ていって、その流れの人が選挙で選ばれて宗議会を占めるようになり、そういう人たちが内局を構成するようになっていったんですが、本願寺の法主さんがそれを非常に嫌ってトラブルになったことがあります。

この同朋会運動では、真宗の信仰から言えば、弥陀一仏念仏が自分達の信仰の根源であつて、法主さんという出家上のトップの人

大本山妙心寺御用達
臨濟宗法衣仏具調進所

澤野法衣店

〒615-8238 京都市西京区山田車塚町15-81
電話 京都 (075) 392-6181番
FAX (075) 391-6181

これは親鸞の血を引く血縁だという、そういう尊敬で、特別な権限を持つ方として考えられていたんですが、法主さんはこの「親鸞に帰れ」という改革運動の中では、もっと象徴的な地位、宗門の中の世俗的な権限を持たない象徴にしよう、(戦後の天皇みたいな感じでありますけど)という改革が主張されました。

生意気に下々の者が自分達、大谷家の権限を取り上げようとしている、と紛争になったのです。

充分な話し合いと意志疎通が行われていれば、ひとつの宗派と本山の関係、法律上の関係を特別な形にするという契約の関係を、一般末寺とは別の契約を結ぶ、ということも考えられるわけですが、その辺のところはそれぞれ理念と実態に合わせて、教団内で研究し、自由に決めるべきでしょう。

充分な合意がないとトラブルになります。

許可制と認可制

そもそも宗教法人法という法律は、宗教団体に自由な活動をして

もらうために法人格を与える、そのための手続きを定めるという法律なんです。

この法律は、認証制度と責任役員制度、それから公告制度という三つの柱で出来ていると言われてるんですね。国が法人に対して取る基本的な態度には、許可制と認可制とがあります。

許可というのは、原則は禁止である、元々やらせないのが原則であるのを行政が審査、判断して、何某の団体にはやらしてもいいだろうという風に、その禁止を解除する、これが許可という行為ですね。

実は、平成二十年でしたか、民法が改正されましたが、改正前の民法では「主務官庁の許可を得て法人となすことを得」というように、公益法人の設立は許可制だったんですね。

日本の民法

これは日本の民法が、十九世紀のドイツ民法に倣って作られた。

個人の身分に関わる問題、家族内の問題、相続とか、そういう問

題に関わる法律は日本独自に作ったんですが、そもそも法人なんて考え方は、元々日本に無かったんですから、日本の民法は大半がドイツ民法の直訳だと言われていますね。

帝政ドイツの頃のドイツで許可制を取っていたのは、民衆が勝手に色んな団体を作って、法人格を持って活動するのは原則望ましくないことだ、原則禁止すべきだという思想があったのかもしれない。

だいたい、非営利な法人に関しては、アメリカでもフランスでも、それからスイスでも自由に作らせるといふ準則制を取つてるところがほとんどなんですけど、それら諸国と著しく違う形をずっと日本では取つてきていたんですね。

行政側が、何某は認めていいとか、認めるべきではない、と自由に判断して、許可したり、しなかったり、ということができるといふ、そういう状況になっているというのがこの許可制ですね。

この行政の裁量権が一番強いものですから、所謂財団法人とか社団法人とかいうものが、日本では非常に作りにくいという状況が、

御 法 衣 ・ 莊 嚴 具 調 達

臨濟宗各本山御用達

大 黒 屋

株式会社



神 田 法 衣 店

〒604-0001 京都市中京区室町通丸太町下る道場町15番地

電話 京都 (075) 221-3507番(代)

FAX (075) 252-5098番

◎地下鉄 京都駅～烏丸丸太町下車④番出口徒歩3分◎

永年続いてきました。

法人の永続性を保つためには、何億円以上の基本財産が必要だ、なんてことをお役所が勝手に基準を作つて決める、なかなか許可しない。

その一方で官制の、お役人方の天下りのための法人である官制法人は設立許可するという状況が生まれました。

一般社団と公益認定法人

それで民法を改正して、民間法人も原則は自由設立ができるようにするという方向になったんですが、お役人つてのは非常に抜け目がないんですね。

一般財団、一般社団は自由に作れることにしたんですけど、自由に作れる財団が非課税だということになると、それを悪用する輩が出てくるだろうということで、それには原則税金かけよう。

全部税金かけたんではこれはまづいから、税金かけない公益認定法人というのを一般社団の中から作ろうっていうんで、公益認定法人というものを作らせることにしました。

皆さん方のところでも宗派関係の財団法人なんていうのはあるかもしれない。一般社団だとそれじゃイカンじゃないかと、やっぱり公益認定法人にしようとする宗教団体が多いですね。

当初は、一般財団・一般社団は原則課税にしようと言っていました。が、実際には、税法関係では、やっぱり全然儲けてない非営利の団体に、税金かけるつてのは無茶だつていうことになって、定款に「利益の分配をしない」ことを明記すれば、一般社団（財団）も非課税とすることになりました。

認可制

それから認可制度、これは本来宗教法人法の認証のように、法人になるためにどういう要件を具備していなければならぬかということとを法律の中できちんと決めて、要件を具備していれば、認可しなければならぬはずのものです。

ところが実際には、日本の場合、お役所の裁量権限が随分入るんですね。

駒沢大学でも、従来、社会学科

の中の一部分として心理学専攻課程が有ったんですけど、これはやっぱり社会学と心理学、随分性質が違ふもんですから、独立させて心理学科を作りたいと、文部科学省に設立認可を求めたんです。

最初の内は色々な法律上で決められた要件を満たしていって、大体出来るかなという状態になったときに、心理学として学科一つ作るのに、文科省側から「この方面の専門の先生がもう一人必要だな、実は専門の先生が文部省に居るから、これを入れないか？」と打診がありました。

駒沢大学で、「いやいやその方面の専門の先生はウチの大学の方で独自に採用しますので、その先生は結構です」、と断つたわけですよ。そうしたら文科省側から「心理学科の授業に関わる先生は、全部過去からの業績を不す書類を出せ」、と。それは何故かという、認可制というのは、民間が設立行為をしますね、法人を作るといふ設立行為をします。

これは法律に合ってるかどうかというのをお役所が審査をしまし

寺院仏具(各種記念品)制作・販売

有限会社 天 眞 堂

中央社寺工藝社

〒451-0031 名古屋市西区城西1丁目10番21号
TEL (052) 532-0607
FAX (052) 532-0608

※軸表装、頂相、天井絵、古軸修理、仏像修理など受け承ります。

て、審査の結果、合法であれば行政が認可するわけですが、この認可は、行政が主体となつて、民間の設立行為を補完して完成させる「補完行為」であるとされています。

したがって、行政の意志が働く法律行為とされているのです。

宗教法人の設立と非常に似ているような気がしますけど、実は認証という行政の行為は法律行為ではありません、法律的效果を伴わないからです。

何故そういう風にしたかという、実はこういう法律行為、お役所が一定の法律的效果を持つような権限をお役所に与えておくとお役所は色々な裁量をはたらかして、結局、役所が民間団体を支配する結果を招くことになるから、この認可制は取らなかつたんです。

準則制

一方、民間団体が運営方法を法律に合うような規則、財団ですと寄付行為、社団ですと定款と言いますが、そういう基本のルール、これを法律に合うように自分で作つて、お役所は通さずにいきなり登

記所に持つていく。法人登記をすれば、それで法人が成立する、この自由設立を準則制と言います。それでは宗教法人法の制度、認証制とはいったい何なんだ？ということですが、一般にはこの認可主義と準則主義の中間に認証制があるなどという言い方をしております。

確かに、役所の審査という形を取つていてということでは、認可にも似ていて中間かもしれません、でも基本的な性格はどちらかなんだろうか。

認証制度

この法律の制定に関わつた井上恵行つていう先生がいます。

文部省宗務課の専門員をやつていた人で、天台宗の僧籍をお持ちの方です。この井上先生の書かれた、『宗教法人法の基礎的研究』では、「この認証制度というのは、準則制度の一つの変型であつて認可とは違う」と言つておられます。

宗教法人法の第十四条が定めているとおり、所轄庁が確認するのは、当該団体が宗教団体であるというこの確認、提出された宗教

法人規則、それが宗教法人法その他の法令の規定に適合しているかどうか、設立手続きが法の定めのとおりに行われたかどうか、その三点だけを審査・確認することになっています。

要するに設立する役員たちが、こういう宗教法人作りますということ、を、一般に信者その他の人達に公告しましたということが証明できるように、写真などを撮つて日付も入つたものを用意します。

先程聞いた話では、お寺が認証、規則変更の認証してもらおうと思つて行つたら、宗務の方が認めないでくつて言つたからそれを拒否したなんていうね、そんなことしていいとは法律のどこにも書いてないんですよ、法律違反なんです。

某宗教法人に至つては、実に十五年の間認証保留されたんです。

宗教法人を不認証にするだけの理由がないのに不認証決定すると問題なもんですから、認証しないし不認証にもしない、だから棚ざらしにしておく、これが現在横行しているんですね。

役所が設立法人の提出資料を確

創業明治三十五年

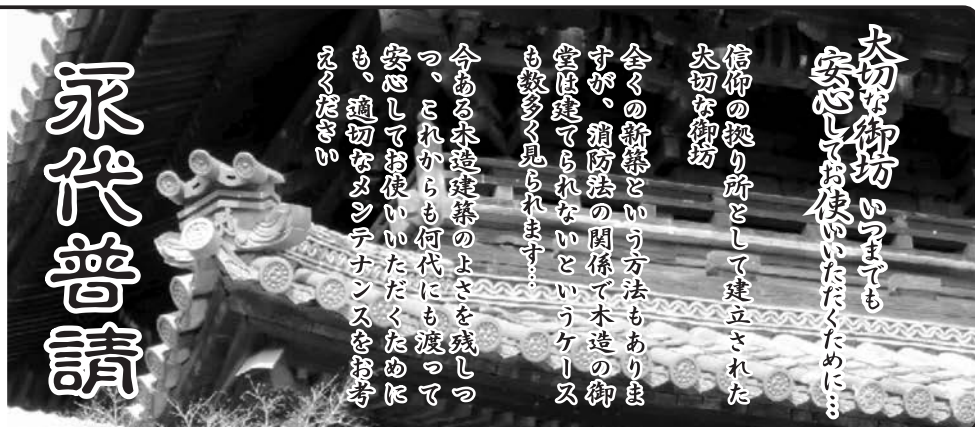
利 謹

各 宗 社 寺 御 用 達
一 般 屋 根 材 工 事 請 負

株式会社坪井利三郎商店

社寺宮繕事業部

名古屋市中区栄五丁目二番七号
TEL(〇五)二四一〇九二六



大切な御坊いつまでも
安心してお使いいただくために

信仰の拠り所として建立された
大切な御坊

会々の新築という方法もありますが、消防法の関係で木造の御堂は建てられないというケースも多く見られます...

今ある木造建築のよさを残しつつ、これからの時代にも渡つて安心してお使いいただくためにも、適切なメンテナンスをお考えください

永代普請

認して、先ほど申しました三つの要件を備えていれば認証しなければいけないと、法律は定めているのであって、そこに裁量の余地はないはずなのです。

大変まとまりのないことをお話しして、申しわけありませんでしたが、いくつかの事例をご紹介したように宗教法人法は、法人になるか、否か、被包括関係を結ぶか否か（単立にするか、包括団体、被包括団体を法人にするかどうか）責任役員以外の議決機関を置くか否かなど、各宗教の理念と実情に応じて、かなり自由に設定できるようになっています。

最近、行政は法の規定を超えて締め付けを強化してきていますが、本来、役所は宗教法人を監督する場所でも何でもない、したがって役所に権限があるわけではないのです。

この法律では、宗教法人関係者の自主性が一番大切なのであって、当事者である皆さんお寺さん方各自が、何の為に何がお寺がやっているのかをお寺で何をしようとしているのかを見つめ直して、それ

を実現するためにどういう組織を作り、どういうルールで運営していけば一番良いのかということを考え、それぞれの宗教法人規則の上に生かしていくことを御検討頂きたいと思います。

洗 建 氏 略 歴

（あらい・けん）

一九三五年、京城（現ソウル）生まれ。

東京大学文学部卒、東京大学大学院宗教学博士課程満了。

東京大学文学部助手、文化庁宗務課専門職員、同専門員を経て、駒沢大学文学部助教授、教授。

二〇〇六年、同名誉教授。

専攻は、宗教学（法と宗教）。

著書・論文に、『宗教と法制度』『国家と宗教』など。

社会活動として、愛媛玉串料違憲訴訟で、最高裁に鑑定意見書提出、宗教法人法一部改正で、国会参考人意見陳述など。

書籍紹介



『国家と宗教』 上・下

京都仏教会監修 洗建・田中滋編
『国家と宗教』

― 宗教から見る近現代日本 ―
上・下（法蔵館、平成二十年）

・ 内容

本書は、第一部「国家神道」形成期の葛藤、第二部「国家総動員体制下の宗教（以上、上巻）」、第三部「戦後新憲法と宗教、第四部「宗教の存在理由への問い（以上、下巻）」で構成され、明治から戦中、現代において、宗教が果たした役割を再検証した論考を収める。洗建先生の論文は上巻に「国家神道の形成」、下巻に「戦後新憲法体制と政教分離」、「宗教法人法改正問題」の計三本を収録。ほか末木文美士、島蘭進、大谷栄一等の諸論文を掲載。



大本山天龍寺塔頭寺院宝蔵院本堂落慶前庭作庭

—文化財指定庭園保護協議会賛助会員—



天龍寺
東福寺
石 福 妙心寺

御用達 日本造園技術研究所

株式会社 曾 根 造 園

〒603-8487 京都市北区大北山原谷乾町255-6
Tel.075(462)6058 Fax.075(463)5526
Url <http://www.sone-zoen.co.jp>
Email:hogan@mbox.kyoto-inet.or.jp

一期一会

池谷 大三郎



修業時代(苔寺にて)

夕刻から降り始めた雨が小やみになり、渴きを癒やすかのように草木がしつとりと甦っている。数日前まで金木犀の香りを楽しみ、庭の片隅では杜鵑の草の濃紫の花が群れをなして垂れ下がり、優しげに咲いています。これから天候が回復する予兆なのか、上空ではしきりに百舌鳥の雄叫びを上げる声が聞こえます。

土間の余白や木曽石の平石の上に彩り豊かに重ね合わされている。時々刻々と変化する自然の妙を眺めながら朝のお茶を飲む、至福のひとつです。

「市中の山居」とまではいかないが、猫の額ほどの中庭と前庭に古井戸がある通り端の庭舎です。

先日、薪流会の薬師寺さんから原稿執筆の依頼を頂き、浅学非才な私が何を書けばいいのか困惑しています。

苦い思いの青春時代を振り返ることなど一度ありませんでしたが、勇気を奮って、今を生きる為に自らを省みたいと思います。

かれこれ四十八年前、昭和四十年五月一日から五日まで、旧浜松商工会館の二階と三階の展示室で、地方文化と社会発展に尽くしたいという主旨で「岡本太郎展」が開催されました。浜松在住の方は御記憶がおりでしょうか？

翌年の秋には東京の国立近代美術館で「現代アメリカ絵画展」が開催され、アメリカの現代美術絵画が日本で初めて、紹介されました。

当時高校生の私にとって、両展覧会は今までの美の既成概念が吹き飛び、全身全霊に衝撃を受け、目眩がしました。

今、改めてその頃の『アサヒグラフ』増刊十二月二日発売の小冊子を見ましたら、セピア色に変色した新聞の切り抜きを発見しました。十一月二日付の朝日新聞夕刊に掲載された、この展覧会のポスターについて作家安部公房の批評記事です。

フリーダイヤル 0120-86-2779

仏壇・位牌・寺院用具・仏教美術品

ぬしや仏具店

浜松市浜北区貴布祢504-7 <http://nushiya-world.com>

ぬしや工房

お仏壇・ご本尊・仏具・家具調度品の修復
www.nushiya-kobo.com

そこには「どれもが奇妙に真面目で、ひたすら現代におびえている、不安の凝視のように思えてならないのだが、どうだろう。」と書かれていました。安部公房の指摘する「不安の凝視云々」が、正にその頃の私そのもののように感じ、これが私にとって自我に目覚めた出発点だった。

当時は深い意識は無しに、感覚だけが頼りでした。未熟な時に環境（エンバイラメント）という言葉葉がアートの中に発生し、固定されたアートから、動く、光る、触る、ハプニングやイベントと呼ばれる行為の作品が生まれ、額縁の中の自己完結から脱出しようという動向があり、憧れと啓蒙の日々を送り、漠然と考えていました。

そんな高校三年生の秋、校舎のベランダから外を眺めると、校内の環境整備をしていました。大地に一幅の絵を画いているかのよう

に、スコップは絵筆、色は石や木の素材を使い、デザインを形にしていく庭園設計や造園、庭創りの仕事があることを知りました。

監理に来ていたN先生に邂逅出来たことは、生涯忘れることはできません、迷うことなく、即刻、先生の研究所に弟子入りを申し込み、今まで描いた油絵やグラフィック・デザインの作品を持って校長室で面接を受けました。先生からは厳しい批評を頂き、それでも何とか研究所に身を預けることを許されました。

京都下鴨神社の糺の森がよく見える一室の中で、設計の手ほどきを学び、先生の描いた図面のトレースに明け暮れ、基本の教えを手厚く叩き込まれました。

しかし、現場の知識や仕事の段取りが分からない為、現実味のあ

る図面も描けず、悩み苦しみました。建築や庭の関わり方を独学で勉強し、社寺仏閣はさることながら、町家の路地を徒歩で彷徨い、暗くて苦い、寂しい時を過ごしました。その後、T造園に出向する機会を得て、初めての現場として龍安寺に行くことが出来ました。

当時、常備で四人くらいの職人が居て、明治、大正時代に活躍し

た小川治兵衛さん、通称「植治」生え抜きの職人さんが二人居ました。Mさんという名もない石組みの名人に出会い、手を空中に交差させながら、思い描いていた流れの石組みの姿が眼下に浮かびます。「池谷はん、それはアカンでー!」と叱責を受けた数々、Mさんの手掛けた龍安寺の境内の石組が心に残っています。

高度成長期で、観光都市京都が変わり始めた頃です。境内の竹林を人力で開墾し、衣笠山から木馬という道具を使って赤松や深山ツツジを担ぎ出しました。金閣寺の北側の紙屋川の堤から移植した北山杉や赤松が成長した現在の庭の姿を見ると感慨深いものがあります。しかし、植治流の衣笠山を借景に取り入れた思いの庭が時間と共に掛け離れて、庭を管理する

ことの難しさを痛感します。その後、妙心寺本坊の退蔵院余香苑の改修や大心院の一部、衡梅院の作庭、城南宮、平安の庭の石組み、天龍寺、南禅寺の金地院、平等院の松や藤棚の管理に携わって、文化財の伝統の庭を肌で接す

おかげさまで

42th

ANNIVERSARY

社会貢献型葬祭業
SHOEN
清香苑
UNION

本木のささやき...

西可児

可児市坂戸934-3

県下初



国際規格「ISO9001」(葬祭サービス)を取得!

心豊かな人生を創造する

清香苑ユニオンホール

鮮やかな四季にだかれて

日本ライン

可児市今渡1482-8

人と地球を元気にする「家族葬専用ホール」

きずな

可児市広見2565-6

徳と慈悲の心がやさしくふりそぐ

まほら

可児市広見1012-1

おぶつだんの清香苑

可児市広見1664 (パロー広見店西)

365日24時間受付



0120-62-3171

ることが出来ました。

ある秋のこと。苔寺（西芳寺）
 本堂建設中に土塀の基礎になる丹
 波石の野面積みの工事や周辺の整
 備をしていました。仕事に取りか
 かる前に参道の苔の上に落ちた紅
 葉の葉を清掃して下さいという指
 示があり、一枚も残さずに清めま
 したが、なぜか物足りなく、絵に
 なっていないので、竹箆の中から
 美しい葉を選び、数枚撒き散らし
 ました。

丁度その時、海外向けの映画の
 撮影が終わり、庫裡の方から道具
 を担いで出てきた数人の中に市川
 崑監督が居られ、「味なことをす
 るじゃないか！」と声を掛けて過
 ぎ去って行きました。分かる人
 には分かるののだの思いが強く響き、
 仕事への情熱が新たに生まれ始め
 ました。

駆け出しの私に眼を掛けてく
 れたT親方から紹介されて、村
 野藤吾先生の住宅の庭や堀口捨
 己先生の設計したゲストハウスの
 庭に参加する事が出来ました。
 又、品格のある茶庭や露地を得
 意とするK庭匠に巡り会い、数寄

屋建築の庭や石造美
 術の指導を受けまし
 た。仕事の厳しさを
 知り、幾つかの現場
 を任されるようにな
 りました。夜には絵
 を描く余裕も出来、
 「緑影残土」という
 タイトルで個展を開
 催しました。多くの
 人達に「一期一会」
 の御縁を頂き、さま
 ざまな事を学ばせて
 くれた諸先輩なくし
 て今の私はありませ
 ん。諄々と教示して
 下さった、今は亡き
 方々に改めて感謝の
 誠を捧げます。

ありがとうございました。

庭景者 池谷大三郎氏 略歴

一九四八年、浜松に生まれる。
 現在、有限会社 大三 主宰。
 浜松市都市景観賞の庭・岡田邸、天
 神蔵（大賞）、頭陀寺の庭、篠原の
 家などその他数件。

周辺の景観との調和や地域社会へ配
 慮したデザインを心掛け、人が豊か
 になる庭景を目指す。
 また、心象抽象絵画やインスタレー
 ション等も手掛ける。



2007 年 11 月開催の個展にて

寺院莊嚴具・仏像・仏具・仏壇

位牌調製 製造販売

妙心寺派寺院御用達

真心で創る



株式
会社

竹内佛具店

ねもと店
〒507-0078

岐阜県多治見市高根町3-75-2(旧248号沿い)
 TEL (0572) 27-2204
 FAX (0572) 27-2204

ショールーム
〒507-0833

岐阜県多治見市広小路3-28
 TEL (0572) 23-8746
 FAX (0572) 24-1008

方言詩紹介 松尾静明氏

方言詩「わが標準語」より

生きる

このあたりじゃあ カラスが鳴くところ言う

—— わしが死んでも泣く者あおらん。枯木のカラスが鳴くだけじゃ。

枯木のカラスあ 悲しいゆうては鳴かん。野辺の送りの団子が

欲しいゆうて鳴く

こりやあ すげえことを言うてるんで

こがん言うまでにああ 太え悲しみが 背戸にある

生きとることに 太え涙がある

業ちゆうことに 太え怖れがある

移ろうていくことへの 太え慈しみやらがのう

たええばのう

わしら毎日 坂道ゆう下って出で

坂道ゆう登って 家へ帰る

この坂道ゆう下ったり登ったりする

こん中に

すげえ何かがあるんじやあないか

わしらあ 何か すげえことを

毎日しているんじやあないか それよ

人は人の形で カラスはカラスの形で

そりよを 言うてるんよ



松尾静明 (まつお・せいめい)

1940年、広島県賀茂郡大和町生まれ。18歳の頃から木下夕爾氏に師事。広島市内の印刷会社に勤務する傍ら、詩、童話、小説、書評などを書いてきた。詩集『丘』で第33回小熊秀雄賞、詩集『都会の畑』で第34回日本詩人クラブ賞を受賞。2001年秋に九冊目の詩集『方言詩 わが標準語』を出版。日本詩人クラブ会員、日本現代詩人会会員、広島県詩人協会副会長、日本中国文化交流協会会員。広島市在住。

当社には各種資格を有したプロスタッフが多数在籍しております。

株式会社 日本石材

お任せ下さい!!

墓地の拡張や新規造成、
許認可申請から取得まで
企画・交渉等全て承ります!

《事業内容》

- 墓地・霊園開発事業
- 霊園販売・運営管理サポート事業
- 墓石販売事業

本 社：〒600-8371

京都市下京区大宮通松原下ル西門前町407番地
TEL 075-841-5562 FAX 075-841-5564支店：京都・札幌・東京・神奈川・名古屋・
大阪・堺・神戸・広島 他全国11営業所

SUPOORT

日本全国まかせて安心。
墓所選りからご納骨まで
当社スタッフがフルサポート!

お問い合わせ・資料請求はお気軽にフリーダイヤルでお電話ください。



0120-50-5563

看 脚 下



新会員

正光寺副住職

松 尾 啓 眞

平成二十五年九月一日に垂示式を行い、大本山方広寺の大井際断管長猊下より臨済宗方広寺派正光寺副住職拝命の職状を頂戴致しました。

覚悟も新たに、副住職として一人の禅僧として、どのように生きていくのか。その指針として思い出されるのが、大井際断管長猊下が常々仰っていた「上求菩提、下化衆生」という言葉です。

臨済宗方広寺派宗制第一章「宗旨」には、「本派は、如来の正法眼蔵を拈提し、参禅并道により己事究明、不立文字、教外別伝、直指人心、見性成仏の端的を実践体

解し、深く人生の真義に徹し、人格を完成し、以て自利利他、菩薩の行願を果たすことを宗旨とする。」とあります。即ち、「上求菩提、下化衆生」です。

今までは、雲水という一修行僧として「上求菩提」のみを追い求めて参りましたが、今後は副住職として「下化衆生」、子供からお年寄りまでの一般の人たちに仏教というものの、修行道場で得たものを如何に伝えるか、どのような布教活動を行うべきかが問われてきます。

修行道場から暫暇致しまして、間もなく一年余りが経とうとしています。修行時代を振り返り、思い出すのは「坐禅漬けの毎日」のことです。もちろん、薪作務や托鉢、読経や掃除、畑仕事等の様々な修行がありました。一日の半分は坐禅。そして、大接心ともなりますと、独参と就寝以外は坐禅でした。修行時代、私が最も苦労したのが「坐禅」であり、今、最も好きなのも「坐禅」です。そんな修行道場における雲水の日々の生活こそが理想の禅僧としてのあるべき姿であると、私は

思っています。ですから、自坊においても朝課や掃除、庭木の剪定、畑仕事といった僧堂での生活を踏襲しつつ、薪流会浜松支部の托鉢にも参加させて頂いています。

こういった、けつして特別ではないこと、修行道場において実践してきた雲水としての生活を日々積み重ねることが布教の根幹であり、私にとつての出発点となるのではないかと考えます。そうして、その上で如何にして、「それを伝える」か？

僧堂に居た頃と現在を比較するならば、随分と坐禅をする機会が減りましたが、坐禅の最中、普段それほど気に掛けていない部分、見落としがちな自分の足の裏と向き合います。そんな時、ふと脳裏に浮かぶのが「看脚下」という言葉です。「看脚下」は、一般の方々にとっては最も親しみのある禅語ではないでしょうか。どこのお寺にも玄関先に必ずと云って良いほど、この禅語が書かれた看板が掲げられているからです。そのためか、誰もがこの禅語を「足元を見なさい」、または「脱いだ靴を揃えなさい」という意味だと理解さ

永年の信用・まごころのご奉仕

葬祭センター

公益社

本社・京都市中京区烏丸通三条下ル ☎(075)221-4000
フリーダイヤル ☎0120-00-4200
<http://www.koekisha-kyoto.com>

葬儀式場

北ブライツホール (堀川紫明) ☎(075)414-0420
中央ブライツホール (五條大和路) ☎(075)551-5555
南ブライツホール (堀川八条) ☎(075)662-0042
西ブライツホール (五條西大路) ☎(075)322-0042
山科ブライツホール (五條外環) ☎(075)595-0042
烏丸ブライツホール (因幡薬師) ☎(075)351-7724
宇治ブライツホール (宇治横島) ☎(0774)20-0042
天津ブライツホール (天津駅南) ☎(077)523-0042

れていることでしょう。文字通り受け取るならばその通りですが、「看脚下」には「自分の内面や行いを顧みなさい」又は「普段見落としがちな部分をよく顧みなさい」という意味も含まれています。

南宋の希叟紹曇禅師が撰した『五家正宗贊』には、「看脚下」について次のような記述があります。

昔、中国に五祖法演という禅僧が居りました。ある時、法演禅師が暗い夜道に明かりを灯しながら三人の弟子と自坊へ帰る途中、突如として一陣の風が吹き、持っていた灯火が吹き消されて真つ暗になつてしまいました。法演禅師の一行は、その場所で立ちすくみま

す。その時、法演禅師は弟子達に「おまえ達よ、一転語を示して見よ」と問いかけました。「夜道を行くには何よりも灯火が頼りとなる。しかし、たつた今それが消えてしまった。さあ、おまえ達はど

うするか。」、と。

三人の弟子が順番に答えます。まず、佛鑑という僧が答えました。「彩鳳、丹霄に舞う（すべてが黒

一色のこの暗闇は、逆に言えば美しい赤い鳥が夕焼けの真つ赤な大空に舞っているようなものです。）、と。しかし、師匠はうなずきません。次に、佛眼という僧が「鉄蛇、古路に横たう（真つ暗闇の中、この曲がりくねった道は、まるで真つ黒な大蛇が横たわっているようです）」と答えた。またも師匠は許しません。そして最後に、圓悟克勤禅師が「看脚下」と

答えました。「真つ暗で危ないから、躓かないように足下をよく見て歩きましょう」と答えたのです。この「看脚下」の一転語が法演禅師の心に適い、「そこだ！その通り！」と絶賛したといひます。

暗闇で頼りとなる灯火が消えたなら、為すべきことは何か？それは余計なことを考えずに、躓かないように、足元によく注意すること。と何よりも大切なことだ、と圓悟禅師は答えたのです。この因縁話における「暗闇」は、私たちの「人生」と置き換えることが出来ます。「人生」において、最も頼りとなる支え「よりどころ」を失った時、

あなたはどうしますか？、と。

その時、私たちはまず、自分の立っている場所、自分の行いの一つ一つを顧みることが大切なのです。よりどころを失う「その時」が、いつ来るかは分かりません。だからこそ、日常生活において自分の足元を見直しながら、己の生き方を深く顧みる必要があるのではないのでしょうか。

「人生、一寸先は闇」だと言います。何が起るか判りません。しかし、私は、今後、一人の禅僧として生きていく上での指針を次のように考えています。

自分の足元をしっかりと見つめ。謙虚に自らの行いの一つ一つに責任を持ち、日常の些細な出来事や行動に対しても最後までその責任を全うする生き方を積み重ねていくことで、一步一步確実に禅僧としての道を歩んでいこう、と。

まだまだ若輩者ではありますが、皆様と共に歩み成長していく所存です。今後とも皆様の御指導御鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

各 大 本 山 御 用 達

兵 法 衣 店
老 舗

草木兵助法衣店

〒604-0024 京都市中京区衣棚通御池上る下妙覚寺町

TEL 221-0934 (代表)

京都 (075) FAX 241-0773

浜松支部だより

浜松支部では、四月五日、浜松市高町半僧坊別院正福寺に於いて弊会伝道部長向令孝師導師の下、花まつり竝人形供養を厳修致しました。

当日午前中は、虚無僧姿の「らんぼの会」の方々、方広僧堂雲水、浜松支部和尚有志が白象を引いて浜松市中心部の商店街を巡り、花祭りのデモンストレーションを行いました。

高町別院での花まつり法要では花まつりの読経前に「らんぼの会」の皆様による尺八の演奏が花を添え、引き続き人形供養が執り行われました。小憩後、お参りされた善男善女と共に記念撮影して今年の法要の幕を閉じました。



白象引き回し (於 浜松市中区鍛冶町)

総会報告

第三十二回総会を

総裁 大隠窟老大師 (方広寺)

顧問 岫雲軒老大師 (天授院)

顧問 無隠窟老大師 (常栄寺) の

ご臨席のもと三十二名の出席にて、開催いたしました。

総裁猊下、顧問老大師より御挨拶をいただいた

後、議長に、上田宗演氏 (幹事長) を選出し、

①平成二十五年度事業報告・決算報告

②監査報告

③平成二十六年事業計画・予算案

をそれぞれ審

議・承認いた

できました。

総会終了後、

裁松会の方々

と共に総裁猊

下百寿祝賀会

を、盛大裡に

開催致しまし

た。



平成二十六年三月四日
有馬温泉「中の坊瑞苑」

御法衣・莊嚴具・稚児貸衣裳

山田八郎法衣店

〒460-0011 名古屋市中区大須三丁目39-31
電話 (052) 241-1817 FAX (052) 241-1834

平成25年度 会計決算報告

自 平成25年1月1日～ 至 平成25年12月31日

一 般 会 計

平成25年度 一般会計報告
収 入

収入 4,892,781 円
支出 4,892,781 円
残高 0 円

(単位・円)

項 目	予 算	決 算	比 較	備 考	前年度決算額
賛 助 金	600,000	500,000	▲ 100,000	正副総裁・顧問・参与	580,000
会 費	600,000	440,000	▲ 160,000	役員・会員	465,000
事 業 収 入	500,000	445,000	▲ 55,000	色紙収益	431,000
広 告 収 入	600,000	510,000	▲ 90,000	会報広告掲載料	530,000
雑 収 入	50,000	1,099	▲ 48,961	預金利息他・20周年残金	1,647
繰 越 金	2,996,682	2,996,682	0		3,269,558
合 計	5,346,682	4,892,781	▲ 453,901		5,277,205

支 出

(単位・円)

項 目	予 算	決 算	比 較	備 考	前年度決算額
本 部	50,000	50,000	0	活動費	50,000
浜 松 支 部	50,000	50,000	0	活動費	50,000
事 務 費	400,000	319,516	▲ 80,484	要覧作成・事務用品 他	392,685
通 信 費	200,000	186,370	▲ 13,630	郵送料・宅配便 他	203,449
会 議 費	200,000	187,746	▲ 12,254	会所費 他	233,931
文 化 部	350,000	0	▲ 350,000		284,206
編 集 部	900,000	1,207,975	307,975	会報編集・発行	852,280
托 鉢 部	100,000	0	▲ 100,000		93,972
慶 弔 費	20,000	20,000	0	円光寺・観音寺 弔儀	40,000
交 際 費	100,000	80,000	▲ 20,000	中外日報・文化時報広告他	80,000
予 備 費	80,000	0	▲ 80,000		0
繰 越 金	2,896,682	2,791,174	105,508	次年度へ繰越	2,996,682
合 計	5,346,682	4,892,781	▲ 453,901		5,277,205

特別活動基金 5,317,000円

前年度繰越金	4,324,000
20周年残金より	993,000
活 動 支 援 金	33,000
合 計	5,317,000

会 計 監 査 報 告

平成25年1月1日より平成25年12月31日間の会計について、帳簿等証拠書類を照合致しましたところ、厳正且つ正確に処理されていますことを、認めましたのでここに報告申し上げます。

平成26年2月1日

監事 毛 塚 順 康

監事 戸 崎 知 則

浜松支部会計

収入 109,109円
支出 109,109円
残高 0円

収 入

項 目	金 額
一般会計より	50,000
托 鉢 所 得	47,013
繰 越 金	12,096
合 計	109,109

支 出

項 目	金 額
事 務 費	8,741
通 信 費	20,400
交 通 費	12,000
慶 弔 費	5,000
歳末助け合い	50,000
次年度へ繰越	12,968
合 計	109,109

臨 濟 宗 各 派
御 荘 嚴 袈 裟 衣 調 進 所

加 藤 法 衣 店

〒453-0047 名古屋市中村区元中村町1丁目72番地
電 話 052 (471) 1496
FAX 052 (471) 1681

精進料理・慶事・仏事御膳料理

御料理・仕出し

紀 文 園

岐阜県山県市青波262-1
本 店(代) TEL. (0581) 52-1090
FAX. (0581) 52-3020
岐阜サービスコール ☎ 0120-371605

お正月用色紙御案内

大隠窟老大師揮毫色紙

(工芸印刷)

解説書・たとう紙付 (折込み済)

ご好評頂いております総裁猊下揮毫の正月用色紙を本年も発売致します。

一枚 三三〇円 [送料別・税込]

(但し一般は四三〇円)

※寺院の方は五〇枚単位にて御願致します。

(但し在家の方は十枚単位より受付致します。)

申込み先 (左記の二カ所にて受け付けます)

大雄寺

〒五〇九一〇三〇一

岐阜県加茂郡川辺町下麻生一九九八

TEL〇五七四一五三一五二〇

FAX〇五七四一五三一六九二二



平成 27 年お正月色紙見本

徳生寺

〒四三四一〇〇四一

静岡県浜松市浜北区平口五四八

TEL〇五三一五八七一〇〇五

FAX〇五三一五八七一〇〇九

申込期日 平成二十六年十月二十日〆切
発 送 十一月末日頃

編集後記

会報二十三号に玉稿をお寄せ頂きました、総裁猊下はじめ各位に厚く御礼申し上げます。

集团的自衛権行使のための現行憲法解釈変更で喧しい昨今、読み返していた本の一頁にあった短歌。

「マツチ擦る

つかのま海に霧ふかし

身捨つるほどの祖国はありや」

(寺山修司「空には本」より)

宗教者、仏教者にとって国家とは何か。

じっくり考えてみたいものです。

(晋)

新流会のホームページができました。
ぜひご覧ください。

<http://www.shinryukai.jp/>

“こころの豊かさ、こころのやすらぎ”が私たちの商品です。



メモリアルアートの大野屋

創業昭和 14 年

本 社	☎03-6863-4111	〒163-0638 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル38F
関 西 支 社	☎0120-78-7777	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4-1108 大阪駅前第四ビル11F
京 都 営 業 所	☎0120-31-7777	〒600-8234 京都市下京区油小路通塩小路下ル南不動堂町3 大道第一ビル 2F-A
北 大 阪 営 業 所	☎0120-30-7775	〒562-0027 大阪府箕面市石丸3-2-6
南 大 阪 営 業 所	☎0120-61-3388	〒585-0041 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分851
和 歌 山 営 業 所	☎0120-10-4484	〒640-1251 和歌山県海草郡野上町国木原577-3
兵 庫 営 業 所	☎0120-70-0177	〒666-0033 兵庫県川西市栄町10-5 パルティ川西403
名 古 屋 支 店	☎0120-44-1888	〒470-0316 愛知県豊田市千鳥町梨ノ木258
名古屋支店・星が丘センター	☎0120-04-0874	〒464-0808 愛知県名古屋市千種区星が丘山手501